

1. 会 合	株式の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（第1回） （議事要旨）
2. 日 時	平成27年9月3日（木）午後4時00分～4時45分
3. 議 案	1. 本WG設置の趣旨について 2. 「株式決済期間短縮（T+2）に関する勉強会」報告書について 3. サブWGの設置について 4. T+2検討の具体的な進め方等について
4. 主な内容	<p>1. 本WG設置の趣旨について</p> <p>事務局より、資料1に基づき、本WGの設置、構成、運営及び事務局についての説明が行われた。続いて、金融庁総務企画局 齋藤市場課長より、以下のとおり発言があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の株式等に係る決済リスク削減を進めるための会合が開催されることを歓迎する。 ・ 国債のT+1化、株式のT+2化といった決済期間の短縮化は、我が国の証券決済リスクを削減するための重要な取組みの1つと考えており、本年6月末に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」においても、金融・資本市場の活性化策の1つとして掲げられている。 ・ 主要国の状況を見ると、欧州では、株式等T+2化が既に開始され、米国も本年6月に「2017年第3四半期実施」と目標時期を定めたところである。このままでいくと、我が国は、決済期間という面で欧米・アジア主要国の中で最も遅れた市場になりかねないという危機感を持っている。この危機感を皆様で共有し、可能な限り早く株式等のT+2化の実施を決定するとともに、その実施時期を明示していただきたい。 ・ なお、株式等のT+2化の検討は、「証券決済リスクの削減」という観点では、国債のT+1化と目的は同じであるものの、「取引所取引が中心」、「非居住者取引が多い」及び「個人を含め、取引関係者が広範に亘る」等、追加的な検討要素も多いと認識している。 ・ このような点も踏まえ、幅広い関係者の意見を聞きつつ、課題を整理するとともに、本WGにおいてその解決策を検討するようお願いしたい。

2. 「株式決済期間短縮（T+2）に関する勉強会」報告書について
事務局より、資料2に基づき、「株式決済期間短縮（T+2）に関する勉強会」の報告書の概要について説明が行われた。

3. サブWGの設置について

事務局より、資料3に基づき、「ストリートサイドサブWG及びカスタマーサイドサブWG」の設置、構成、運営及び事務局等について説明が行われた。本件については、特段意見等はなく、資料3のとおり同サブWGの設置について了承された。

4. T+2検討の具体的な進め方等について

事務局より、資料4に基づき、T+2検討の具体的な進め方について、検討スケジュール、検討の基本観、検討項目の整理等の説明が行われた。本件については、特段意見等はなく、資料4に沿って今後の検討を進めることについて了承された。

なお、資料4別紙2「勉強会報告書の主な検討課題への対応イメージ」において整理されている各課題への対応（検討体・検討の方向性）については、メールにてWGメンバーから意見募集することとされた。

本WGの上部組織である証券受渡・決済制度改革懇談会の座長代理である証券保管振替機構 齊藤常務取締役より、以下のとおり発言があった。

- ・ 我が国の証券決済分野では、ここ十数年にわたり、数々の制度改革に取り組んできたが、その中で「株式等の決済期間短縮」という課題が「大きな忘れ物」となっていた。
- ・ この課題への取組みに向け、本WGが設置されたことは大変意義深い。
- ・ 今日、多額の資金が投資先を求めて世界中を駆け巡っている。その資金の投資先として我が国証券市場を選択してもらうためには、投資家にとって安全で低コストな制度が用意されている必要があり、我が国の決済制度が他の国と比べて劣後しているがために我が国証券市場への投資が躊躇されるということのないよう、制度改善に努めていく必要がある。この観点から、株式のT+2化に向け、官民を挙げて待ったなしに取り組む必要があると考える。
- ・ 本WGにおいては、個社や個別業態の利害を超えて、我が国証券市場、ひいては投資家にとって最適な解は何かという、大きな視

	<p>点から議論いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	企画部 (Tel : 03-3667-8535)